

## 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令について

令和 6 年 8 月  
消防庁 特殊災害室

### 【概要】

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）において、特定事業所の自衛防災組織が防災資機材等ごとに置かなければならない防災要員の人数が規定されている。

しかし、総務省令で定める要件を満たす特定事業所が、総務省令で定める防災要員の行う防災活動の作業の省力化に資する装置又は機械器具を有し、又は搭載して省力化された防災資機材等を備え付けた場合、当該資機材等については、特例として、総務省令で定める人数を置くこととされている。

今般、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の省力化要件に関する検討の結果が出たことを踏まえて、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付ける場合についても上記特例の対象とするため、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号。以下「省令」という。）の関係規定を改正するとともに、当該特例を適用した場合に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に置くべき防災要員の人数等を規定する。

### 【改正内容】

- 1 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付ける場合を防災要員の配置人数の特例の対象とすることに伴う改正
  - (1) 関係規定の整備
    - 省力化に資する装置又は機械器具（省令第 17 条の 2 の 2 関係）
    - 特定事業所の要件（省令第 17 条の 3 第 1 項関係）
  - (2) 配置すべき防災要員の人数の規定
    - ① ホース延長用資機材、低反動ノズル及び携帯無線機を搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 3 人（現行 5 人）
    - ② ホース延長用資機材及び低反動ノズルを搭載している消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 4 人（現行 5 人）  
（省令第 17 条の 3 第 2 項関係）
- 2 その他所要の規定の整備等

固定放射設備等による代替措置並びに構成事業所の要件及び防災要員について、所要の規定の整備を行う。

**【施行日】**

公布の日